

医療的ケア児について

医療の進歩等を背景に、NICU等に長期入院した後、引き続き人口呼吸や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児、いわゆる医療的ケア児が増加しております。2015年時点において医療的ケア児が生まれる割合が10年前に比べると約2倍とのデータも出ています。

また、医療的ケア児は、過去の障がいのカテゴリーに該当せず、既存の障がい児者支援の枠組みに入ることができず、国や自治体の支援を今まで受けられませんでした。

2016年に障害者総合支援法の一部改正が行われ、医療的ケア児を支援することが、自治体の努力義務となりました。

そこで一点目にお伺いしますが、区は医療的ケア児に関してどのような支援を行っているのかお聞かせください。また、医療的ケア児の支援を行うためには、家庭、関係者などのお声を聴き、地域でのネットワークを構築するための協議の場の設定が必要と考えます。この点についてもあわせて区のお考えをお伺いします。

私も地域で、医療的ケアを受けながら生活をしている児童をお持ちのご家族を知っております。子どもに寄り添い、なかなか目が離すことが難しかったり、預け先がないなどから、復職をあきらめたり、社会からの閉塞感を感じたりすることが多いようです。

区は、昨年11月に我が会派の強い要望で医療的ケア児を長時間預けることができる「練馬区初の障がい児保育園」を中村橋の心身障がい者福祉センターに民間と連携し、開設されました。高く評価させていただきます。

そこで二点目に、区の医療的ケア児の状況と施設整備状況、今後の計画についてお伺いします。また今後、障がい児保育園を卒業する子ども達が増え、就学期の児童に対する対応も必要になってくると思います。この点も合わせて区のお考えをお伺いします。

医療的ケア児のご家庭に限ったことではないですが、医療的ケア児の場合、特に24時間、目が離せない状況にある児童もいます。区はこれまで、重症心身障がい児者レスパイト事業を行い、疲弊するご家族への支援を行ってきました。しかし、レスパイト事業については、数時

間の休憩となり、ご家族が急に入院となったり、宿泊で出掛けないといけない時に利用することが難しいとの声をいただいております。

現在区内には、障がい児者の短期入所施設がありますが、医療的ケア児をお預かりすることが、医療体制上難しいとも聞いております。

そこで三点目にお伺います、医療的ケアがあっても安心して宿泊利用ができる短期入所施設が区内にあれば、そのご家族の安心感は大きいと思います。ぜひ、区内に医療的ケア児を受け入れることが出来る短期入所施設を要望いたしますが、区のご所見をお聞かせください。

四点目に、保護者への経済的支援についてお伺いします。

医療的ケア児の保護者は、継続的な医療費用はじめ、保育園や幼稚園に通所し療育を受ける場合には、通所費用が両方かかるなど、経済的な負担も大きいと思います。保育園に通いながら、療育を受けさせたくても、両方の費用がかかることで、療育を控え、子どもの発達が促されないということはあってはならないと考えます。本年10月からは幼児教育無償化が我が党の要望により行われます。

障がい児通所施設についての無償化は、どのように把握されているのかお聞かせください。

区の答弁

区では、保育園や学童保育での受入態勢の強化、障害児保育園による長時間療育先の確保、レスパイト事業による家族支援など様々な支援を行っています。

医療的ケア児が、居宅生活を送る上では、家族の力が不可欠です。

本年3月、医療的ケア児の支援を協議するため、家族、関係者などを構成員とした「練馬区医療的ケア児支援連携会議」を設置し、医療的ケア児の地域生活上の課題や必要なサービスなど、具体的な協議を進めてまいります。

区には、医療的ケアが必要な児童は、約80人と想定しています。

現在、受け入れ可能な児童発達支援事業者は5か所、放課後等デイサービス事業所は4か所整備されています。今後は、居宅訪問型の児童発達支援事業の整備を進めるとともに、就学期の

重度障害者を対象とする放課後等デイサービス事業所の運営の支援を検討します。

また、医療的ケアが必要な障害者を 24 時間ケアする家庭の負担を軽減するため、区内初の医療的ケアに対応したショートステイの整備について検討します。

次に、幼児教育・保育無償化についてです。本年 10 月から、障害児通所事業等についても、無償化になる予定です。

国は、障害児が保育園等と障害児通所施設の両方を利用した場合でも、いずれも無償としています。今後、教育・保育、障害児通所事業等を適切に受けることができるよう、詳細な情報について、ご家族に対し周知してまいります。

以上